

重度心身障がい(児)者医療証について

- 申請され該当すると、対象者が受診された際、**医療費が助成**されます。
ただし、保険がきかないものに対しては、医療証も使用できません。
- 医療証には有効期限がありますので、有効期限日の前後に更新の手続きをお願いします。
(更新の手続きは6月のお知らせ板でご案内します)
更新時には、①健康保険証 ②印鑑 ③旧●医療証 ④身体障害者手帳、年金証書など をお持ちください。
- 山形県内の医療機関を受診する際には、必ず健康保険証といっしょに提示してください。
県外で受診された場合は ①健康保険証 ②●医療証 ③領収証 ④印鑑 ⑤通帳 を役場健康福祉課(総合窓口)にお持ちください。後日、医療費が助成されます。

医療証をもらえるのはどんな人？

- 朝日町に住所等があり
- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳 1 級・2 級 ② 療育手帳 A ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級 ④ 障害年金 1 級 ⑤ 特別児童扶養手当 1 級 など | } ①～⑤のいずれかに該当し、
町民税所得割額が 235,000 円
未満の方です |
|---|---|

医療費の額はいくらになるの？

- 本人または扶養している方(※)に
所得税がある場合

- 本人または扶養している方(※)に
所得税がない場合

	「一部負担金 有」の医療証	「一部負担金 無」の医療証
自己負担額	<p>◆ 医療費：かかった医療費の 1 割 ただし、医療機関、薬局、訪問看護ステーションごとに外来・調剤・訪問看護は 14,000 円/月(年間上限額 144,000 円※1)、入院 57,600 円/月(多数回 44,400 円/月※2)を限度とする</p> <p>◆ 入院時食事代：1食につき 460円 低所得者には健康保険制度等にて軽減措置あり、要申請</p> <p>※1：8月～翌7月までの1年間の上限額 ※2：過去12ヶ月に3回以上上限まで支払った場合の、4回目以降の上限額</p>	<p>◆ 医療費：無料</p> <p>◆ 入院時食事代：1食につき 460円 低所得者には健康保険制度等にて軽減措置あり、要申請</p>

※扶養している方

対象者が市町村国保、後期高齢者医療の場合・・・税法上扶養している方(扶養されていない場合は、本人)
対象者が市町村国保、後期高齢者医療以外の場合・・・被保険者(保険証上扶養している方)
ただし、上記と実際の扶養関係が乖離する場合は、実際に生計を維持し扶養している方

問合せ先/朝日町役場 健康福祉課 (電話 67-2116) H30.8.1 作成